

住宅に関する認定制度などのご案内



くわしくは

- ①建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197
- ②建築住宅課 建築指導係 ☎21-5197
- ③建築住宅課 住宅管理係 ☎21-5164

①長期優良住宅の認定制度について

市は、住宅を長期にわたり使用することにより、解体や除去に伴う廃棄物の排出抑制や、環境への負荷を低減、また建て替えに伴う費用負担軽減を目的とした長期優良住宅の認定を行っています。市内で住宅を新築、または既存住宅の増築や改築を予定の方は、この制度をご利用ください。

◎対象となる住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定された認定基準を満たした住宅

◎認定後の特例などについて

- ・登録免許税：税率の引き下げ
- ・固定資産税：減税措置適用期間の延長
- ・住宅ローンの金利引き下げ：フラット35S[※]において、返済開始後10年間金利引き下げ

◎認定手数料

一戸建て住宅で1万8,000円から

②建築物の維持保全のお願い

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災などの災害時の被害を軽減し、建築物を長持ちさせることにつながります。特に宿泊施設など就寝を伴う建築物や、多数の方が利用するような建築物は、いったん事故が発生すると重大故に発展する恐れがあり、より一層の安全を確保する必要があります。建築物の所有者・管理者は建築物をいつも適法な状態に維持するよう、次の点に注意してください。

- 建物の耐震診断、耐震改修を行い、地震に備えていますか。
- 建物の外壁タイルなどは剥がれていませんか。
- 窓ガラス、広告板などに落下の危険性はありませんか。

- ブロック塀に倒壊の危険性はありませんか。
- 昇降機エレベーター、エスカレーターや遊戯施設は事故防止のための適正な維持保全や運行管理を心掛けていますか。

◎定期報告制度

多数の人々が利用する建築物など、より安全性の確保を徹底すべき建築物は、所有者、管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・点検をさせ、結果を報告することが義務づけられています。

◎補助制度

一定の要件を満たす木造住宅の耐震化は、費用の一部に對し補助を受けることができます。

◎融資制度、税制

一定の要件を満たす建築物の耐震化は、低金利での融資や、減税措置を受けることができます。

③転入者住宅取得補助について

◎補助対象の条件(次の全てを満たすこと)

- 日光市に転入した日に45歳以下の方で、転入した日から過去2年間、市に住民登録が無い方
- 市内に住宅を新築または購入し、転入後1年以内で、その住宅に5年以上居住する方
- 市税などを滞納していない方
- 取得した住宅の所有権を2分の1以上有する方
- 建築基準法に適合した住宅であること

◎補助内容

基本額：30万円／市内業者(市登録業者)の施工により住宅を新築した場合または新築の建売住宅を当該市内業者から購入した場合：基本額に20万円加算／転入時点で市内に直系の高齢親族のみの世帯が居住していて、他に高齢親族の直系卑属(子孫)またはその配偶者が市内にいない場合：基本額に10万円加算

8月は平和月間です

くわしくは 総務課 総務係 ☎(21)5130

市は、世界の恒久平和を願い、平成19年3月に「非核平和都市」を宣言し、今年で10周年を迎えました。

また、8月を平和月間とし、中学生の広島平和記念式典派遣や、パネル展など平和に関する事業を集中的に実施し、「非核平和」の呼び掛けを行っています。広島、長崎の惨劇と第五福竜丸の悲劇(※)を忘れることなく、絶対に繰り返さぬよう全世界に向けて核実験、核戦争、核兵器の廃絶を訴えましょう。

今年も広島、長崎の両市で原爆死者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念して、平和式典が行われます。また、終戦の日には全国の戦没者を追悼し、平和を祈念する全国戦没者追悼式も執り行われます。家庭や職場で、恒久平和を願い黙とうを捧げましょう。

※第五福竜丸事件とは…

1954年(昭和29年)3月1日にマグロ漁船「第五福竜丸」がビキニ環礁北東部を操業中に水爆実験によって被ばくした事件。乗組員23名が被ばくした。

出典：都立第五福竜丸展示館ホームページより



展示内容

●黙とう時間

◇広島市…8月6日(日)午前8時15分から1分間

◇長崎市…8月9日(水)午前11時2分から1分間

◇終戦の日…8月15日(火)正午から1分間

●核兵器禁止条約が採択されました
平成29年7月7日に核兵器禁止条約が122カ国の賛成をもって国際連合で採択されました。

●広島平和記念式典派遣事業報告会を行います。

8月19日(土)に、広島平和記念式典派遣事業報告会を行います。くわしくは「情報なび」31ページをご覧ください。

ひとり親家庭の

お母さんやお父さんの自立を

支援します

市は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんの就職に結びつきやすい資格が取得できるよう、給付金の支給などさまざまな支援を行っています。



自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパーや医療事務、衛生管理者、情報処理技術、電気工事士などの資格取得に必要な講座受講費用の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金など

看護師や保育士、理学療法士、社会福祉士、栄養士などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、3年を限度に修業期間中給付金を支給します。また、養成過程修了後に修了支援給付金を支援します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中学校卒業(高等学校中退を含む)のひとり親家庭のお母さん、お父さん、そのお子さん(20歳未満)が高等

学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、次のとおり講座受講費用の給付金を支給します。
受講修了時給付金…受講費用の20%(上限10万円)
合格時給付金…受講費用の40%(上限は、受講修了時給付金と併せて15万円)

※いずれも受講を開始する前に必ずご相談ください。

※その他、自立に向けた就職相談や、お子さんの修学にかかる費用の貸付制度などもあります。左記までお問い合わせください。



くわしくは

人権・男女共同参画課
男女共同参画推進係

☎(21)5148